**広告用原稿２**

**パートタイム労働法が変わります（平成２７年４月１日施行）**

**パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、平成２７年４月１日から、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)や施行規則、パートタイム労働指針が変わります。**

**（主な改正は次のとおりです。）**

**○パートタイム労働者の公正な待遇の確保に関する改正**

**（１）正社員と差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲の拡大（法第9条関係）**

**（２）「短時間労働者の待遇の原則」の新設（法第8条関係）**

**（３）職務の内容に密接に関連して支払われる通勤手当は均衡確保の努力義務の対象に（施行規則第3条関係）**

**○パートタイム労働者の納得性を高めるための措置**

**（１）パートタイム労働者を雇い入れたときの事業主による説明義務の新設（法第１４条第1項関係）**

**（２）説明を求めたことによる不利益取扱いの禁止（指針第3の３の（２）関係）**

**（３）パートタイム労働者からの相談に対応するための体制整備の義務の新設（法第16号関係）**

**（４）相談窓口の周知（施行規則第2条関係）**

**（５）親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由とする解雇などについて（指針第３の３の（３）関係）**

**○パートタイム労働法の実効性を高めるための規定の新設**

**（１）厚生労働大臣の勧告に従わない事業主の公表制度の新設（法第18条の2項関係）**

**（２）虚偽の報告などをした事業主に対する過料の新設（法第30条関係）**

**【照会先】沖縄労働局　雇用均等室**

**電話：０９８－８６８－４３８０**